第19回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第19回総会議事録

- 1. 日 時 平成31年1月18日(金)午後1時30分
- 2. 会 場 北信支所大会議室
- 3. 出席委員 20名
- 4. 出席の委員 1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
 - 4番 片平 隆 6番 宍戸 忠一 7番 渡邉 敏明
 - 8番 加藤 功 9番 油井 妙子 10番 渡邉 俊春
 - 12番 菅野 善晴 13番 佐藤ミツヱ 14番 渡邉 賢一
 - 15番 尾形 寅昭 16番 古関 惠子 17番 関 健一
 - 19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
 - 22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典
- 5. 欠席の委員 5番 加藤 良子 11番 大宮 篤司 18番 安田 善喜
 - 24番 芳賀 正寿
- 6. 事務局の出席者 事務局長 石川 英弥

庶務係長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美 農地係長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第5号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

農地係長

ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長

(会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから 会長に進行をお願いいたします。

議長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長

本日、5番、加藤良子委員、11番、大宮篤司委員、18番、安田善喜委員、24番、芳賀 正寿委員より欠席の届出がありました。

議長

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第19回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名 委員を指名させていただきます。

7番:渡邉 敏明 委員、20番:黒澤 喜久夫 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日 15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長

ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長

【議案第1号から報告第6号までを上程する。(98件)】

合計98件、平成31年1月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫以上です。

議長

議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長

2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転3件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件、農地の上部を賃借する区分地上権設定1件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番

議長1番(発言を求める。)

議長

1番 (発言を許可する。)

1番

区域番号1番、整理番号1番についてご説明をいたします。議案第2号整理番号1番との関連案件で、営農型発電を行うとのことで、区分地上権の設定になります。区分地上権を設定するためには、民法の規定により農地法第3条の許可を要すると、法律で定められております。現地を確認しまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様の審議の程よ

ろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番 (発言を求める。)

議長 8番 (発言を許可する。)

8番 区域番号3番、整理番号2番についてご説明申し上げます。譲受人については、今回申請地

について、賃借権設定で、水稲を栽培するとのことですので、周辺農地に影響を及ぼすこと

なく問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりで

す。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番 (発言を求める。)

議長 12番(発言を許可する。)

12番 区域番号4番、整理番号3番及び4番についてですが、3番は譲渡人は土地が遠く耕作が難

しく、近くを耕作する譲受人が野菜を栽培するとのことで、所有権移転するものです。4番は譲渡人が高齢で、譲受人は市外の方ではありますが、近くを耕作しており、水稲を栽培するとのことで区域協議会では問題なしと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いい

たします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番(発言を求める。)

議長 15番(発言を許可する。)

15番 区域番号5番、整理番号5番について、申請地は譲受人が自作地続きで耕作利便で、適正に

耕作されるものと見込まれることから区域協議会では問題なしと判断しました。皆様ご審議

の程、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 3ページをご覧ください。区域番号6番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳

細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番 (発言を求める。)

議長 21番(発言を許可する。)

21番 区域番号6番、整理番号6番から8番についてご説明をいたします。6番、7番は、譲受人が一般法人で農業経営に興味を持ち、新規営農で、遊休農地を使用貸借権設定により借り受け、野菜を作る計画であり、問題なしと区域協議会では判断しました。8番は経営規模の拡大とのことで近くを耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番 (発言を許可する。)

1番 整理番号6番及び7番は、株式会社と個人どちらの申請になりますか。法人であれば農業を 行う旨定款に記載されていますか。

議長事務局説明願います。

農地係長 一般法人としての使用貸借権の設定で、農地所有適格法人ではなく、定款に農業を行う旨、 確認をしております。

議長
そのほかございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長

異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番についての8件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 処分についての案件は、市街化調整区域、その他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2 件、賃借権設定5件、使用貸借権設定1件の計8件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番 (発言を求める。)

議長 1番 (発言を許可する。)

1番 区域番号1番、整理番号1番は、議案第1号整理番号1番と関連案件になりますが、農林水産省の通達により、耕作地の上部に別の事業者が営農型発電を行う場合、5条申請の一時転用を行うこととなっております。作物はぶどうで、棚は支柱を活用する予定です。営農が可能かどうかの担保でありますが、期間は3年の一時転用で、収穫量が8割以上の状況であるかを毎年報告するので、事業として担保があり、区域協議会の方では問題ないということで

判断いたしましたので、ご審議お願いいたします。

7番 議長7番(発言を求める。)

議長 7番 (発言を許可する。)

7番 ぶどうを耕作するとのことですが、パネルを設置して収穫量は十分に確保できるのですか。

議長事務局説明願います。

農地係長 営農計画書で、ソーラーパネルの柱に網棚を張り、若干日陰になってもブドウについては十

分収穫可能であることを確認しております。

1番 パネルを全面に設置するわけではなく列状に配置し、パネルを高く設置するので農業用機械

での作業は可能で、日照も確保できることから国の基準に合致しております。

議長
そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番(発言を求める。)

議長 7番 (発言を許可する。)

7番 区域番号2番、整理番号2番についてご説明申し上げます。2番は店舗敷地で事務局と現地

確認してまいりました。申請地は区画整理のされていない田で、事業者は、水路に問題がないように整理するとのことで、周辺農地の営農条件に支障なく、区域協議会の中では問題な

いということでございましたので、審議の程よろしくお願いします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よ

ろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番(発言を求める。)

議長 9番 (発言を許可する。)

9番 区域番号3番、整理番号3番の1件でございます。申請地は除染の一時転用で何度か転用さ

れており、周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。

よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よ

ろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番 (発言を求める。)

議長 12番(発言を許可する。)

12番 区域番号4番、整理番号4番の件でございます。譲受人が二男であり、分家住宅の申請で、

周辺は宅地に囲まれており、周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当

と判断しました。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番及び5ページ、6番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」

のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番(発言を求める。)

議長 15番(発言を許可する。)

15番 区域番号5番、整理番号5番及び6番の2件についてご説明いたします。5番は譲受人が物

置を建て替えて使用するもので、周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。6番は介護施設拡張敷地として介護施設を増築した際、隣の農地にはみ出して利用していたもので、現在は周辺の農地に影響はないとして区域協議会では判断い

たしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よ

ろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番 (発言を求める。)

議長 21番(発言を許可する。)

21番 区域番号6番、整理番号7番の1件でございます。次に出てきます議案第3号と関連案件で、

除染のための資材置場が手狭になったため、一時転用を申請するもので、周辺農地の営農に

支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よ

ろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番(発言を求める。)

議長 23番(発言を許可する。)

23番 区域番号7番、整理番号8番の1件でございます。宅地部分を併用地として、介護施設敷地

を申請するもので、周辺の農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断

しました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件について、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計

画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務のため、転用面積が増加する変更 承認申請1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件 を満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番(発言を求める。)

議長 21番(発言を許可する。)

21番 区域番号6番、整理番号1番についてご説明申し上げます。議案第2号、

整理番号7番と関連しており、除染の追加受注による転用面積の増加で、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承 認申請に対する処分について、整理番号1番の1件について原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見 を求められた案件です。

> 福島県農業振興公社への貸付分25件、60,285 ㎡、JAふくしま未来・農地利用集積円滑化 団体への貸付分2件、2,898 ㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

> 議案書8ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は「議案書」 のとおりです。

9番 議長9番 (発言を求める。)

議長 9番 (発言を許可する。)

9番 整理番号3番及び4番については、私の親族が申請しました利用権設定についての案件です ので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席しま す。

議事を一時休議します。9番、一時退席願います。

9番 (退席する。)

議長
それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番 (発言を許可する。)

1番 区域番号1番、整理番号1番及び2番についてご説明します。1番、2番ともに譲渡人の耕作が難しくなったもので、2番はハウスがありますが、昨年所有者が亡くなり、農業をやれない状況です。どちらも近くで耕作している方が耕作可能で区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番から、9ページ、11番までの9件、判断基準の詳細は「議案 書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番(発言を求める。)

議長 10番(発言を許可する。)

10番 区域番号3番、整理番号3番から11番についてご説明申し上げます。3番及び4番は同一の譲受人でして、譲渡人は高齢で耕作が難しくなったため、申請があったものです。5番及び6番についても同一の譲受人でして、こちらも高齢で耕作が難しいとして申請があったものです。7番から10番については酪農の専業農家が飼料用作物を作付するとして問題なし、11番については2年ほど耕作されていなかったものの、保全管理がされていたため、問題なしと区域協議会では判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号12番から15番までの4件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番(発言を求める。)

議長 12番(発言を許可する。)

12番 区域番号4番、整理番号12番から14番についてご説明申し上げます。土地は全て接している場所で、所有者が諸事情で耕作できなくなったもので、申請地は隣接地で大規模農家が借り受ける計画であるため、問題なし、整理番号15番については所有者が耕作できず、近くの方がももを栽培するとのことで区域協議会では問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 10ページをご覧ください。区域番号6番、整理番号16番の1件、判断基準の詳細は「議

案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番(発言を求める。)

議長 21番(発言を許可する。)

21番 区域番号6番、整理番号16番についてご説明申し上げます。譲渡人の耕作が難しく荒れて

いた場所を、中間管理機構を利用するもので区域協議会では問題なしと判断いたしました。

よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号17番から11ページ、25番までの9件、判断基準の詳細は「議

案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番(発言を求める。)

議長 23番(発言を許可する。)

23番 区域番号7番、整理番号17番から19番についてご説明申し上げます。利用権を設定する

者は、いずれも高齢のため営農を続けることが難しく、法人が借り受ける予定です。

整理番号20番については近くの耕作者が引き受ける予定です。整理番号21番から25番については、牧場経営の法人で借り受ける予定で、区域協議会では問題なしと判断いたしま

した。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書12ページ、JAふくしま未来分ですが、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2

件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番 (発言を求める。)

議長 12番(発言を許可する。)

12番 区域番号4番、整理番号1番及び2番についてご説明申し上げます。1番・2番ともに譲渡

人が高齢で耕作が難しく、隣接地を耕作する者が耕作可能で、区域協議会では問題なしと判

断させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 | それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意

見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第4号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案の

とおり決定いたします。

9番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

9番 (入室する。)

議長
それでは議事を再開します。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第5号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農

地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。 依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は 困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないもの

と考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番 (発言を求める。)

議長 1番 (発言を許可する。)

1番 区域番号1番、整理番号1番について、12月21日に委員2名と事務局1名の3名で、現

地確認いたしました。地目は畑でありますが、山林化していることを確認いたしました。区域協議会では林地から畑に復元は困難と判断しましたので、みなさんのご審議よろしくお願

いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番(発言を求める。)

議長 15番(発言を許可する。)

15番 □ 区域番号5番、整理番号2番について、12月27日に委員2名と事務局1名の3名で、現

地確認いたしました。地目は畑でありますが、大木があり周辺と同じく山林化していることを確認いたしました。区域協議会では非農地と判断しましたので、みなさんのご審議よろし

くお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 - | それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意

見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第5号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断に

ついて、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書14ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、

区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、区域番号3番、整理番号5番から15ページ、10番までの6件、区域番号4番、整理番号11番及び12番の2件、区域番号5番、整理番号13番の1件、区域番号6番、整理番号1

4番及び16ページ、15番の2件、区域番号7番、整理番号16番から18番までの3件、以上18件について、記載内容の受理を行っております。

議案書17ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番から5番までの5件、18ページ、区域番号3番、整理番号6番の1件、区域番号5番、整理番号7番の1件、区域番号6番、整理番号8番の1件、以上8件について記載内容の受理を行っております。

議案書19ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、20ページ、区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、区域番号4番、整理番号8番の1件、区域番号5番、整理番号9番の1件、区域番号7番、整理番号10番の1件、以上10件について記載内容の受理を行っております。

議案書21ページ、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、区域番号2番、整理番号5番及び22ページ、6番の2件、区域番号3番、整理番号7番及び8番の2件、区域番号4番、整理番号9番から23ページ、11番までの3件、区域番号7番、整理番号12番の1件、以上12件について記載内容の受理を行っております。

議案書24ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、記載内容の証明を行っております。

議案書25ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について、区域番号4番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、以上3件について、記載内容の回答を行っております。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

[質問等なし。]

議長ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

議長 次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしましたが追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加、変更等ございません。

議長
その他、皆様からなにかございませんか。

[その他、発言なし。]

議長 なにもないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

慎重審議ありがとうございました。これで第19回総会を終了いたします。

(午後2時30分)

平成31年1月18日

これは、福島市農業委員会第19回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

| 会 | 長 |
|-------|------|
| | |
| | |
| 議事録署名 | 人 7番 |
| | |
| | |
| 議事録署名 | 人20番 |